福島市の指名理由等の公表について

平成15年4月1日以降に指名する建設工事について、指名業者公表時に指名理由及び 随意契約理由を公表します。

方法:下記の項目名を指名業者一覧に表示します。その理由の内容は次のとおりです。

指名理由

1 一般丁事

地域の生活関連施設の工事で、地域内に競争が成立する業者が存在し、施工可能な規模と認められるもの。

2 近隣工事

地域の生活関連施設の工事で、地域内の業者の能力で施工可能であるが、競争が成立 する程の業者数がないため、近隣地域の業者まで拡大したもの。

3 中規模工事

地域の生活関連施設の中規模工事であるため、近隣地域の業者まで拡大したもの。

4 大規模工事

大規模工事であるため、地域に限定しないで施工可能な業者を選定したもの。

5 緊急工事

緊急に施工する必要があるため、施工可能な業者を選定したもの。

6 特殊工事

工事内容(特殊施設、特殊工法等)から地域に限定しないで施工可能な業者を選定したもの。

7 関連工事

特定の工事に関連する工事であるため、当該工事に関係する業者を選定したもの。

8 一般下水道工事

一般的な下水道工事で、地域に限定しないで施工可能な業者を選定したもの。

随意契約理由

1 特殊工事

特殊な技術、機器または設備等を必要とする工事

2 緊急工事

災害等により緊急に施工が必要で、競争に付する時間がないと認められる工事

3 継続工事

計画的に継続して発注される工事で、工期短縮、経費節減等が確保できる等、競争入 札に付するより特に随意契約が有利と認められる工事

4 交錯工事

他の工事と交錯する工事で、分離施工が極めて困難であると認められる工事

5 その他